

部長及び参事官

殿

所 属 長

組 対 発 第 8 3 号

平成28年 2 月25日

30年保存（口訓）

本 部 長

高知県暴力団排除条例運用要綱の制定について（通達甲）

高知県暴力団排除条例（平成22年県条例第36号）及び高知県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第3号）の運用については、「高知県暴力団排除条例運用要綱の制定について（例規）」（平成23年3月10日組対発第141号）により定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「高知県暴力団排除条例運用要綱」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

高知県暴力団排除条例運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、高知県暴力団排除条例（平成22年県条例第36号。以下「条例」という。）及び高知県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において使用する用語の意義は、条例及び規則において使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

1 公安委員会による調査

条例第25条第1項の規定に基づき説明又は資料の提出を求めることをいう。

2 勧告

条例第25条第2項に規定する勧告をいう。

3 公表

条例第25条第3項に規定する公表をいう。

4 違反行為

条例第19条第1項、第21条第1項、第22条第2項、第23条第2項又は第24条第2項の規定に違反する行為をいう。

5 一般的禁止行為

条例上禁止されている行為（条例第16条の規定に違反する行為及び違反行為を除く。）をいう。

6 違反行為等

違反行為及び一般的禁止行為をいう。

7 職員による調査

違反行為等をした疑いがある者について、当該違反行為等の具体的態様を明らかにするために職員が行う調査をいう。

第3 運用上の基本方針

1 警察が先頭に立った暴力団排除の推進

条例に違反する行為は決して看過しないという警察の強い姿勢を示し、暴力団犯罪に対する取締りを強化するとともに、幅広い犯罪態様を視野に入れて資金獲得活動に伴う各種禁止行為の取締りを図り、違反行為等の端緒を把握するなど、警察が先頭に立った暴力団排除のための取組みを推進すること。

2 社会全体での暴力団排除

あらゆる機会及び媒体を利用して、条例内容の浸透を図るとともに、暴力

団排除は県民等の責務であることを訴えるなど、暴力団排除意識の高揚に努め、県、県民及び事業者が一体となり社会全体で暴力団を排除するよう運用すること。

3 関係機関、団体等との緊密な連携

関係機関、団体等との連携を強化し、相互の連絡体制を確立するとともに、県民等に対する広報・啓発活動を積極的に実施するなどして、県民等に対する暴力団排除に対する理解と協力を得て、条例の適正かつ効果的な運用に努めること。

4 万全な保護対策の推進

暴力団による犯罪の被害者又は参考人、暴力団排除活動の関係者等に対する嫌がらせ行為などの危害行為の前兆の把握に努めるとともに、事案の性格、その背景、被疑者及びその属する暴力団の動向等を十分把握し、危害行為の可能性を判断して、保護対策に万全を期すこと。

5 違反行為をした疑いがあると認められる者等の早期把握

違反行為については、社会全体で暴力団を排除しようという姿勢に反する悪質な行為であることから、当該違反行為をした疑いがあると認められる者その他関係者の早期把握に努めること。

6 効果的な警告の実施

一般的禁止行為又は被害者的立場であるなどの悪質性の低い違反行為については、事案の内容を確実に把握した上で時機を逸することなく警告を実施し、相手方に対しては自己の違反事実を認知させ、事業者に対しては効果的な警告により暴力団との関係を断ち切るきっかけを与えること。

第4 職員による調査

1 職員による調査の開始等

- (1) 職員は、違反行為等の端緒を認知したときは、速やかに所属長に報告するものとする。この場合において、当該所属長(組織犯罪対策課長を除く。)は、組織犯罪対策課長にその旨を通知するものとする。
- (2) (1)の報告を受けた所属長は、職員による調査の必要があると認めるときは、調査を担当する職員(以下「調査担当者」という。)を指定して、当該調査を開始するものとする。
- (3) 所属長(組織犯罪対策課長を除く。)は、職員による調査の過程において、公安委員会による調査、勧告又は公表を行うこととなる可能性があるとき又は所属長による警告を行う必要があると認めるときは、当該職員による調査に係る違反行為等の内容を組織犯罪対策課長に通知するものとする。

- (4) (1)の報告を受けた所属長（組織犯罪対策課長を除く。）は、(2)による調査を自所属において行うことが困難であると認めるときは、組織犯罪対策課長と協議の上、当該違反行為等の調査を行うことが適当であると認められる署長に当該調査を引き継ぐものとする。
- (5) 組織犯罪対策課長は、(3)の通知又は(4)の協議を受けた場合において、必要があると認めるときは、組織犯罪対策課の調査担当者を当該署に派遣することができる。

2 調査の方法

(1) 事情聴取

ア 調査担当者は、違反行為等をした疑いがあると認められる者その他関係者から事情聴取を行った場合は、別記第1号様式の事情聴取書（以下「事情聴取書」という。）を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押印を求めるものとする。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、事情聴取書にその旨を記載するものとする。

イ 調査担当者は、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、事情聴取を行った場合で事情聴取書の作成をするいとまがないときその他事情聴取書を作成することができないときは、別記第2号様式の事情聴取報告書を作成するものとする。

(2) 物件の提出要求

ア 調査担当者は、必要があると認めるときは、書類その他の物件の所持人に対して、当該物件の提出を求めるものとする。

イ 調査担当者は、物件の提出を受けたときは、別記第3号様式の提出物件目録（以下「提出物件目録」という。）を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

ウ 調査担当者は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、別記第4号様式の所有権放棄書（以下「所有権放棄書」という。）の提出を求めるものとする。

エ 調査担当者は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、別記第5号様式の提出物件還付請書（以下「提出物件還付請書」という。）と引換えに行うものとする。

3 所属長への報告等

- (1) 調査担当者は、調査した結果について、別記第6号様式の調査結果報告書を作成の上、疎明資料を添えて所属長に報告するものとする。
- (2) (1)による報告を受けた所属長（組織犯罪対策課長を除く。）は、関係

書類を組織犯罪対策課長に送付し、当該事案の処理を引き継ぐものとする。
この場合において、組織犯罪対策課長は、引継ぎを受けた事案に追加して調査が必要であると認めるときは、当該調査を行った所属長に必要な調査を依頼することができるものとする。

4 組織犯罪対策課長の措置

組織犯罪対策課長は、3(1)の報告又は3(2)による引継ぎを受けた場合において、公安委員会による調査の該当性及び必要性並びに対象者について審査した結果、公安委員会による調査を行う必要があると認めるときは、疎明資料を添えて刑事部長に報告するものとする。

5 所属長による警告

所属長は、3(1)の報告を受けた場合において、警告を行う必要があると認めるときは、組織犯罪対策課と協議の上、速やかに警告を行うものとする。

6 留意事項

- (1) 調査担当者は、調査の対象者が当該調査を拒否する場合において、違反行為をした疑いがあると認められるときは、速やかに、公安委員会による調査に移行すべく適切な措置を行うこと。
- (2) 職員による調査に当たっては、違反行為等の事実を明らかにするために必要な限度で行う任意の活動であることを認識し、いやしくもこれを濫用して、県民等の正当な権利を侵害することのないよう留意すること。

第5 公安委員会による調査

1 説明・資料提出要求書の送達

組織犯罪対策課長は、刑事部長が公安委員会による調査を行う必要があると認めるときは、その対象者に対して、規則別記第1号様式の説明・資料提出要求書を送達するものとする。

2 規則第2条第3項の相当な期間

規則第2条第3項の「相当な期間」は、原則として、対象者に規則別記第1号様式の説明・資料提出要求書が送達されてから2週間以上の期間とする。ただし、当該対象者の承諾が得られている場合で、説明又は資料の提出のため十分な期間があると認められるときは、この限りでない。

3 口頭による説明の聴取

(1) 説明聴取官の指定

規則第3条第1項の規定による口頭による説明の聴取をすることができる職員（以下「説明聴取官」という。）の指定は、組織犯罪対策課長が指定した者をもって充てる。

(2) 事情聴取書の作成

ア 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、説明又は資料の提出を求める理由及び内容をその対象者に対して説明しなければならない。

イ 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、2人以上で聴取を行うとともに、説明聴取官が指定する職員に第4の2(1)アに準じて事情聴取書を作成させ、事情聴取書の「聴取者」欄に当該作成者と連名して記名押印するものとする。

4 口頭による説明の日時又は場所の変更

(1) 申出があった場合等の措置

組織犯罪対策課長は、規則別記第3号様式の説明日時等変更申出書の提出を受けたとき又は口頭による説明の日時等の変更が必要であると認めたときは、変更の可否及び変更すべき日時等についての判断を行うものとする。

(2) 説明日時等決定通知書の送達

組織犯罪対策課長は、口頭による説明の日時等を決定したときは、第9に定める書類の送達の要領に従い、その対象者に対して、規則別記第4号様式の説明日時等決定通知書を送達するものとする。

5 提出物件目録の作成等

(1) 組織犯罪対策課の調査担当者（口頭による説明の聴取の場合には、説明聴取官。以下「調査担当者等」という。）は、公安委員会による調査に関し提出を求めた資料その他の物件の提出を受けたときは、提出物件目録を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

(2) 調査担当者等は、提出を受けた物件の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書の提出を求めるものとする。

(3) 調査担当者等は、提出を受けた物件を還付するに当たっては、提出物件還付請書と引換えに行うものとする。

6 調査後の措置

(1) 組織犯罪対策課長は、公安委員会による調査の結果について、組織犯罪対策課の調査担当者に別記第7号様式の公安委員会による調査結果報告書を作成させた上、疎明資料を添えて公安委員会に報告するものとする。

(2) 組織犯罪対策課長は、公安委員会による調査の結果、被害者的立場であるなどの悪質性の低い違反行為であると判断した場合には、必要に応じて警告を行うものとする。

第6 勧告

1 勧告書の送達

公安委員会が勧告を行う必要があると認めたときは、組織犯罪対策課長は、

第9に定める書類の送達の手順に従い、その対象者に対して、規則別記第5号様式の勧告書を送達するものとする。

2 勧告書の記載内容

勧告書の「勧告の内容」欄には違反行為の是正を求める具体的事項を、「勧告の原因となった事実」欄には違反行為があった事実について記載するものとする。

第7 公表

1 公表の方法

- (1) 公安委員会が公表を行う必要があると認めるときは、組織犯罪対策課長は、速やかに公表の手続をとるものとする。
- (2) 公表の方法については、原則として高知県公報に必要事項を掲載して行うこととし、必要に応じて県警察のホームページ及び公安委員会のホームページに掲載することができるものとする。

2 留意事項

- (1) 公表は、高知県行政手続条例（平成7年県条例第45号）第2条第5号に規定する不利益処分ではなく、県民に対する情報提供又は注意喚起という位置付けではあるが、結果的に不利益性を有することも否定できないことから、その正当性を担保するため、条例の目的の範囲内で悪質性の高い行為であることを確実に認定した上で行うこと。
- (2) 公表は、その手続の正当性について訴訟において争われる可能性があることから、組織犯罪対策課長は、公表に至るまでの手続の正当性を十分に疎明できるよう関係書類の整備に努めるとともに、条例及び規則で定められた手続を適正に履行すること。

第8 意見を述べる機会の付与

1 意見の聴取通知書の送達

公安委員会が公表を行う必要があると認め、公表対象者に意見を述べる機会を付与するときは、組織犯罪対策課長は、第9に定める書類の送達の手順に従い、その当事者に対して、規則別記第6号様式の意見の聴取通知書を送達するものとする。

2 規則第6条第4項の相当な期間

規則第6条第4項の「相当な期間」は、原則として、当事者に規則別記第6号様式の意見の聴取通知書が送達されてから1週間以上の期間とする。

3 口頭による意見の聴取

第5の3は、口頭による意見の聴取について準用する。この場合において、第5の3中「規則第3条第1項」とあるのは「規則第7条第1項」と、「口

頭による説明」とあるのは「口頭による意見」と、「説明聴取官」とあるのは「意見聴取官」と、「説明又は資料の提出を求める理由及び内容」とあるのは「予定される公表の原因となる事実及び公表の根拠となる条例の条項」と、「対象者」とあるのは「公表対象者」と読み替えるものとする。

4 口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更

第5の4は、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更について準用する。この場合において、第5の4中「規則別記第3号様式の説明日時等変更申出書」とあるのは「規則別記第8号様式の意見の聴取日時等変更申出書」と、「口頭による説明」とあるのは「口頭による意見の聴取」と、「規則別記第4号様式の説明日時等決定通知書」とあるのは「規則別記第9号様式の意見の聴取日時等決定通知書」と読み替えるものとする。

5 提出物件目録の作成等

第5の5は、提出物件目録の作成等について準用する。この場合において、第5の5中「口頭による説明」とあるのは「口頭による意見」と、「説明聴取官」とあるのは「意見聴取官」と読み替えるものとする。

6 意見聴取後の措置

組織犯罪対策課長は、意見を聴取した結果について、組織犯罪対策課の調査担当者に別記第8号様式の意見の聴取結果報告書を作成させた上、疎明資料を添えて公安委員会に報告するものとする。

第9 書類の送達

1 送達事務取扱者

規則及びこの要綱により送達すべきこととされている書類の送達事務の取扱者（以下「送達事務取扱者」という。）は、組織犯罪対策課長が指定する者をもって充てる。

2 送達事務取扱者の任務

送達事務取扱者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 送達を受けるべき者及び送達場所が適当であるかどうかを確認すること。
- (2) 送達すべき書類の送達の方法を判断すること。
- (3) 送達すべき書類を送達し、又は他の調査担当者に送達させること。
- (4) 別記第9号様式の送達簿を作成すること。

3 送達の方法

送達は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 交付送達

送達事務取扱者は、送達を受けるべき者の住所又は居所が必ずしも1か

所に定まっていない場合、急を要する書類を送達する場合、送達の状況を明らかにする必要があると認められる場合等においては、交付送達により送達するものとする。

(2) 郵便等による送達

送達事務取扱者は、送達すべき場所が明らかであり、かつ、急を要しない書類を送達する場合においては、郵便（配達証明郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（配達証明郵便に準ずるものに限る。）により送達するものとする。

4 送達の実施における留意事項

(1) 交付送達の実施

ア 書類の交付は、別記第10号様式の受領確認書と引換えに行うこと。

イ 書類を交付するに当たっては、交付の相手方に対して書類を示すとともに、口頭で書類の内容を告げ、可能な限りその状況を写真撮影しておくこと。

ウ 送達すべき場所において送達を受けるべき者に会わない場合は、送達事務取扱者の指揮を受けて、送達すべき場所を再度確認するなど、可能な限り送達を受けるべき者に直接交付するように努めること。ただし、送達を受けるべき本人に直接交付することができないやむを得ない事情がある場合は、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのある者に、受領確認書と引換えに書類を交付することができるものとする。

エ 送達を受けるべき者又はウのただし書により書類の交付を受けるべき者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合は、送達すべき場所に書類を差し置くことができるものとする。

オ 書類の交付送達を行った者は、送達の状況を別記第11号様式の交付送達実施報告書に記録し、組織犯罪対策課長に報告しなければならない。

(2) 郵便等による送達の実施

郵便等による送達を行った者は、送達の状況を別記第12号様式の郵便等による送達実施報告書（以下「郵便等による送達実施報告書」という。）に記録し、組織犯罪対策課長に報告するほか、送達後に電話、訪問その他の方法により、送達を受けるべき者本人が書類の送達の実事を了知している旨の確認をし、当該確認の状況を郵便等による送達実施報告書の「事後処理の状況」欄に追記しておくこと。